

令和 7 年度
碧南市伊勢町認定こども園
整備・運営者選定事業募集要項

碧南市こども健康部保育課

1 募集及び民営化の趣旨

全国的に、少子高齢化の進展により乳幼児の人口は減少傾向にあるが、就労形態の変化などによる保育需要は増加している。本市においても、保育需要は増加傾向にあり、これまでも幼保連携型認定こども園の整備や小規模保育事業の開始などにより定員拡大を図ってきたところであるが、今後、3歳未満児の保護者の就労等による保育需要の増加が見込まれるため、さらなる定員確保が急務となっている。

このため、築50年を経過し、大規模改修が必要となる碧南市立築山保育園及び入所児童が減少傾向にある碧南市立大浜幼稚園を統合するにあたり、民間事業者を募集し、民営化を図ることで運営費用等の国庫補助を有効に活用するとともに、本市における保育体制の早期整備を図る。

2 碧南市立築山保育園及び碧南市立大浜幼稚園、新設認定こども園の概要

(1) 碧南市立築山保育園及び碧南市立大浜幼稚園

施設名称	碧南市立築山保育園					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定員	—	—	12人	27人	28人	28人
在籍人数	—	—	12人	19人	28人	28人
実施事業	延長保育（18時まで）、障害児保育、プチ保育（一時保育）					
施設名称	碧南市立大浜幼稚園					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定員	—	—	—	40人	60人	60人
在籍人数	—	—	—	20人	26人	30人
実施事業	預かり保育					

※ 在籍人数は令和7年3月31日時点

(2) 新設認定こども園

ア 類型 幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園

イ 定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育	3号認定子ども			2号認定子ども			
	6人	15人	24人	25人	25人	25人	120人
教育	—	—	—	1号認定子ども			
	—	—	—	20人	25人	25人	70人
計	6人	15人	24人	45人	50人	50人	190人

※ 表中における1号から3号までの認定子どもは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）第19条各号に規定する小学校就学前子どもをいう。

ウ 開所予定年月日 令和10年4月1日

エ 開所予定地 碧南市伊勢町地内

所在地	登記面積
伊勢土地区画整理8街区2画地	4784.46㎡
伊勢土地区画整理8街区3画地	186.95㎡

オ その他

既存の保育所等の建替えに伴う民営化のため、令和10年度当初より上記定員の受入が可能な体制を整えることを原則とする。

本公募については、上記定員の入所を確保するものではなく、利用児童の減少などにより、利用定員又は年齢区分の変更等を協議する場合がある。

また、「イ 定員」のうち、3歳以上の児童の年齢及び教育保育の区分は、実員に応じて、変更することも可能とする。

3 応募資格

令和7年4月1日時点で、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であること
- (2) 愛知県内で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に規定する保育所（保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号）により認可された保育所をいう。）、幼稚園、認定こども園のいずれか（以下、「保育施設等」という。）を、通算で3年以上運営していること。
- (3) 保育施設等の運営を適正に行えること
 - ア 保育事業に係る関係法令等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、関係法令等に従った運営を適切に行う能力を有すること。
 - イ 法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査等で重大な文書指摘を受けていないこと。
- (4) 運営に必要な経済的基礎があること
 - ア 自己資金として年間事業費の「1／12」以上に相当する資金を有していること。
 - イ 直近2年間の会計年度において、債務超過（負債が資産を上回っている状況）になっていないこと。
- (5) 欠格事項
 - 次の全ての項目に該当しないものであること
 - ア 碧南市伊勢町認定こども園整備・運営者選定事業（以下「本事業」という。）において、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の応募をする事業者にあつては、同法第17条第2項各号に該当するもの、また本事業にお

いて、認定こども園法第3条第1項の規定による認定を受けた保育所（以下「保育所型認定こども園」という。）の応募をする事業者にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項第4号又は認定こども園法第3条第5項第4号に該当するもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格を有していないもの）

ウ 子子法第52条第2項に該当するもの

エ 直近1年間の法人税及び消費税を滞納しているもの

オ 直近1年間の法人事業税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 運営について

認定こども園法、子子法、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛知県条例第58号）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年愛知県条例第60号）その他関係法令等の基準を満たすことに加え、次の事項を満たすこと。なお、「5 施設及び設備について」についても同様とする。

(1) 開所時間

午前7時30分から午後7時までの開所を必須とする。

ただし、提案により上記時間以上の開所とすることは可能とする。

(2) 開所日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

(3) 保育に関すること

ア 保育する児童の心身の状況等（年齢・発達等）に応じた保育を行うこと。

イ 関係機関の必要な助言、指導に従い、必要な改善を行うこと。

ウ 碧南市延長保育事業実施規程（平成15年碧南市訓第8号）に基づく延長保育事業を実施すること。

(4) 教育に関すること

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の掲げる目標を達成できる教育を行うこと。

(5) 職員に関すること

- ア 保育時間中は、必ず複数の保育教諭等で保育できる体制を整えること。
- イ 保育教諭等については、経験年数や年齢についてバランスの取れた構成とすること。
- ウ 職員確保に関して、円滑な開所及び運営が可能な実現性が高い計画であること。
- エ 職員の資質向上及び離職防止に積極的に取り組むこと。
- オ 調理員及び調乳や配膳（給食を個人別の食器に取り分けるまで）に携わる職員には、月2回検便を実施すること。

(6) 給食に関すること

- ア 調理員を配置し、自園で調理すること。
- イ 食育の推進とアレルギー対応を含む、個々にあった食事の提供を行うこと。
- ウ 地元食材の活用に努めること。

(7) 健康管理及び衛生管理

- ア 児童の健康状態や発育、発達状態の把握に努めること。
- イ 保育中の体調不良や事故の発生防止対策を行うとともに、万一事故等が発生した場合に備え、嘱託医配置等の必要な体制を整えること。
- ウ 感染症等に適切な対応を図ること。

(8) 地域との関わり

事業者は、近隣住民等に工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について選定後に住民向け説明会を開催し、説明会での意見は真摯に対応して、地域住民等の理解を得ること。

(9) 保護者との関わり

- ア 保育教諭等で日常の利用児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。
- イ 保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情処理マニュアルを作成すること。

(10) 個人情報の保護

職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(11) 第三者評価

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第36条の2第2項に規定する外部の者による評価を5年に1回以上受審すること。

(12) 児童の引継ぎ保育

円滑な受入に向け、引継ぎ保育を次のとおり確実に実施すること。引継ぎ保育の計画については、市と協議の上作成すること。

ア 施設長及び主幹保育教諭

- (ア) 期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (イ) 内容 施設長予定者及び主幹保育教諭予定者が碧南市立築山保育園及び碧南市

立大浜幼稚園で引継ぎを行うとともに、年間を通じて行事等に参加することにより、教育保育の状況を把握する。

イ 保育教諭等

(ア) 期間 令和9年12月1日から令和10年3月31日まで

(イ) 内容 各年齢1名の学級担任予定者が碧南市立築山保育園及び碧南市立大浜幼稚園で碧南市職員と共同で教育保育に当たることにより、児童の特性を把握し、円滑な移行に努める。

(ウ) 頻度 原則週5日

(エ) 引継ぎ保育に要する経費 市の予算の範囲内で、従事したものの人件費相当額（上限あり。）を交付する。

(13) 児童の教育及び保育に直接従事する保育教諭等の年齢別配置基準については、4歳以上児25人につき1人、3歳児15人につき1人、2歳児6人につき1人、1歳児5人につき1人、0歳児3人につき1人とする。

(14) その他

ア 児童福祉法第6条の3第23号に規定する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、碧南市プチ保育事業実施規程（平成18年碧南市公告第289号）に規定するプチ保育（一時預かり事業）及び碧南市障害児保育事業実施規程（平成17年碧南市訓第2号）に規定する障害児保育を実施すること。なお、実施における定員、実施方法等については、選定後に市と協議を行うこと。

イ 災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。

ウ 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することにより、補償の体制整備を図ること。

エ 休日保育の実施、子育て支援センター等、多様な保育や地域の子育て支援ニーズに応えるための提案があれば応募申請書に記載すること。なお、実施の内容については選定後に市と協議を行うこと。

オ 統合に伴う転園により、児童の制服等必要な物品を買い替えることなく、引き続き使用することができること。

5 施設及び設備について

本事業を開所する時点において、次の事項を満たすこと。

(1) 土地及び建物について

ア 伊勢区画整理地内の保留地（以下「当該事業用地」という。）に、事業者が園舎を新設し、所有する。ただし、地階は設けないこと。

イ 当該事業用地について、次の(ア)から(ウ)に基づき、市が事業者に貸与する。

(ア) 当該事業用地については、次の区分に応じて無償又は有償で貸与する。

a 園舎及び園庭の用に供する土地 無償

b a以外の土地 次の算式により算出される額により有償

$$\frac{\text{園舎及び園庭の用に供する土地以外の面積}}{\text{市が事業者に貸与する土地の面積}} \times \text{当該年度における課税標準額} \times 4\%$$

参考) 園舎及び園庭の用に供する土地以外の面積が1200m²の場合

$$\frac{1200 \text{ m}^2}{4971.41 \text{ m}^2} \times 142,726,534 \text{ 円 (令和6年度課税標準額)} \times 4\% = 1,378 \text{ 千円}$$

(イ) 当該事業用地は、本事業の用途で使用しなければならない。

(ロ) 当該事業用地は、市の許可なく第三者へ転貸及び譲渡してはならない。

(ハ) 土地は、現状引き渡しとする。当該事業用地の造成及び建築に伴う障害物の撤去等にあたっては、市と協議の上行うものとし、その費用は原則、事業者の負担とする。

(ニ) 貸与後の当該事業用地の維持管理については、事業者がその責任を負い、その費用を負担するものとする。

(ホ) 当該事業用地の造成、建築及び土地の維持管理に伴い、第三者に与えた損害については、事業者がその責任を負い、その費用を負担するものとする。

(ヘ) 土地に対する権利の設定はできないものとする。

(ト) 事業者は事業を廃止し、当該事業用地を市に返還するときは、建築物等を撤去するものとする。ただし、教育・保育の需要及び建物の状態等により、市が建築物等の撤去が不要と判断するときは、この限りではない。

(2) 設備について

ア 児童が使用する便所については、調理員及び調乳や配膳に携わる職員が使用する便所を同室に設置しないこと。

イ 沐浴室を確保すること。また、衛生上区画することが望ましい設備（沐浴室、便所等）は保育室等と区画すること。

(3) その他

ア 建設予定地は、津波及び洪水、高潮の浸水想定地域（浸水深3mから5m）に指定されているため、避難確保計画を整備すること。また、津波等の大規模な水害が生じた場合には、大浜小学校への水平避難を基本とするが、水平避難の他に緊急時に備えた対策を講じるなど災害に対する対策を行うこと。

イ 保護者の自動車による送迎を考慮し、建設予定地又はその近辺に概ね40台以上が駐車することができる駐車場を保護者駐車場として確保すること。なお、40台は最低基準とし、駐車台数によっては、業者選定時に加点評価する。

ウ 消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けること。

エ 出入口、フェンス等については、防犯に配慮した設計とすること。

オ 騒音及びプライバシー等について、近隣へ配慮した設計とすること。

カ 感染症や非常災害の発生時においても、児童に対する保育を継続的に実施するための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

6 給付費について

国が定める公定価格に基づき、施設型給付及び職員の平均経験年数等に基づく市費の加算額を合算した額を支給する。施設型給付額は、地域区分、利用定員、認定区分による基本額（児童一人あたりの単価）と職員配置等による加算額により決定する。ただし、7の施設整備に係る補助を受けた場合又は施設整備に係る資金を借り入れた場合における償還費補助を受けた場合は、市の基準による額を減ずるものとする。また、職員の平均経験年数等に基づく市費の加算については、市の予算の範囲内で支給するものとする。

7 施設整備及び運営に係る補助について

(1) 施設整備に係る補助

ア 碧南市社会福祉施設整備事業補助金

施設整備費に係る補助金については、碧南市社会福祉施設整備事業補助金交付規程（平成16年碧南市公告第10号）に基づき、市の予算の範囲内で交付する。

イ 碧南市民間保育所等事業費補助金

碧南市民間保育所等事業費補助金交付規程（平成17年碧南市訓第1号）に基づき、市の予算の範囲内で交付する。

(2) 運営に係る補助

次に掲げる規程に基づき、市の予算の範囲内で交付する。

ア 碧南市特別保育事業実施費補助金交付規程（平成14年碧南市訓第19号）

イ 碧南市保育対策総合支援事業費補助金交付規程（平成30年碧南市公告第254号）

8 選定スケジュール

公募要項等の公表	令和7年5月8日（木）
質問書の受付	令和7年5月9日（金）～5月22日（木）
質問書への回答	令和7年6月5日（木）
参加表明書受付	令和7年6月6日（金）～6月19日（木）
提案書の受付	令和7年6月20日（金）～8月1日（金）午後5時まで
選定委員会	令和7年8月25日（月）
選定結果の通知	令和7年9月上旬

9 応募手続きについて

(1) 公募に関する質問の受付及び回答

本応募に関する質問の受付を、以下のとおり実施する。

ア 受付期間

令和7年5月9日（金）から5月22日（木）まで

イ 受付方法

様式1「質問票」に質問内容を記載し、市の問い合わせ先へメール送信すること。
なお、メールタイトルには「募集要項等に関する質問（法人名）」と明記すること。

ウ 回答方法

令和7年6月5日（木）に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないものとする。また、審査内容や評価項目等に関する質問については回答の対象外とする。

(2) 参加表明書の受付

本事業への応募を希望する者は、参加表明書を提出すること。なお、期間内に参加表明書を提出しなかった事業者からの提案書は受け付けない。

ア 受付期間

令和7年6月6日（金）から6月19日（木）まで

イ 受付方法

様式2「参加表明書」を、市の問い合わせ先へメール送信すること。なおメールタイトルには「碧南市伊勢町認定こども園整備・運営者選定事業 参加表明書（法人名）」と明記すること。

(3) 提案書の受付

様式3から様式11までについて作成し、以下の要領により提出すること。なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 受付期間

令和7年6月20日（金）から8月1日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地

碧南市こども健康部保育課運営支援係

ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）又は持参によること

エ 提出部数

正本1部、副本12部

(4) 応募にあたっての留意事項

ア 応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。

イ 受付期間後は本市から指示があった場合を除き、提出書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。

ウ 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、碧南市情報公開条例（平成

12年碧南市条例第28号)に基づく情報公開請求があった場合及びその他市長が必要と認める場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとする。

エ 提出する書類の規格は、原則A4版とし、A4版より大きい用紙を用いる場合は、三つ折り等の方法によりA4版に収めるものとする。

10 優先交渉権者の決定について

(1) 審査方法

提出書類及び令和7年8月25日(月)に開催する選定委員会における応募者のプレゼンテーション(20分以内)及び質疑応答(20分程度)により審査する。

なお、選定委員会への応募者の参加人数の上限は、4名とする。

(2) 決定方法

別紙「碧南市伊勢町認定こども園整備・運営者選定基準表」に基づき、選定委員がそれぞれ評価を行い、その合計点が最も高かった応募者から順に、優先交渉権者、次点交渉権者を決定する。

なお、点数が同点になった場合は選定委員で協議を行い、順位を決定するものとする。

ただし、選定委員の評価した合計点数が満点の6割に満たない場合は選定しないものとする。

(3) 選定結果と公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、令和7年9月上旬を予定している。選定結果は全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページにて優先交渉権者の社名及び評価点数並びに応募者の評価点数を公表する。

(4) 留意事項

ア 応募書類等が本募集要項で定めた条件を満たさない場合は失格とする。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合や、選定後に応募資格を有しない者となった場合は、選定を取り消すことがある。

ウ 優先交渉権者との協議が成立しなかった場合、市は次点交渉権者と協議を行うことができるものとする。

11 問い合わせ先

〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地

碧南市こども健康部保育課運営支援係

電話番号：0566-95-9854

Eメール：hoikuka@city.hekinan.lg.jp